

# 筑前町立大刀洗平和記念館断熱対策工事

## プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、筑前町立大刀洗平和記念館断熱対策工事の施工事業者及び施工方法の選定に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 工事の概要

- (1) 工事名 筑前町立大刀洗平和記念館断熱対策工事
- (2) 工事の目的 筑前町立大刀洗平和記念館は、現在の建物の構造上、真夏日や猛暑日に屋根が熱されることにより、館内の室温が上昇する。来館者や職員が館内で快適に過ごせ、かつ、近年、夏場が高温傾向にあることから、熱中症予防対策として施工するもの。
- (3) 工事内容 断熱対策工事 一式
- (4) 技術提案を求める具体的内容  
特に真夏日や猛暑日における館内温度の上昇対策を求める。
- (5) 履行期限 令和9年2月26日
- (6) 工事实施上の要件  
本事業の施工箇所は、館内または館外とする。  
館内施工の場合は、休館を伴うため、下記日程内に実施すること。  
なお、資材調達等により実施が困難な場合は、工事工程とあわせ提案することとし、契約時に調整することとする。  
館内工事期間：令和9年1月12日（火）～令和9年1月25日（月）
- (7) 提案見積上限額  
23,790,800 円（消費税込）  
※この金額は業務規模の上限目安であって、契約時の予定価格ではない。
- (8) その他  
提案に必要な関係図書（図面等）については、筑前町立大刀洗平和記念館において閲覧及び複写可能。  
※内容によっては閲覧のみで複写を不可とする場合がある。  
閲覧可能期間：令和8年4月24日（金）～令和8年5月1日（金）  
閲覧可能時間：9時～16時（但し、休日を除く）

### 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本町または他の自治体において指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立て、または再生手続き中ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立て中、または更生手続き中ではないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではないこと。

### 4 スケジュール

項目	期限等
公募開始	令和 8 年 4 月 24 日（金）
質問の受付締切	令和 8 年 5 月 1 日（金） 17：00
質問の回答予定日	令和 8 年 5 月 8 日（金）
参加表明書受付締切	令和 8 年 5 月 11 日（月） 17：00
プレゼンテーション通知予定日	令和 8 年 5 月 13 日（水）
技術提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金） 17：00
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 5 月 20 日（水）
結果通知	令和 8 年 5 月 27 日（水） 予定
契約締結	優先交渉権者との協議成立後 （令和 8 年 6 月上旬を予定）

## 5 実施要領等の配布

公募に関する資料、様式等は筑前町ホームページからダウンロードすること。

■筑前町ホームページ <https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp>

## 6 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付ける。受付期間外及び電子メール以外は受け付けない。

### (1) 質問の受付

① 提出書類 質問書（様式1）

② 受付期間 令和8年4月24日（金）～令和8年5月1日（金）

17：00 必着

③ 提出方法 電子メール

④ 送付先 [tachiarai-heiwa@jewel.ocn.ne.jp](mailto:tachiarai-heiwa@jewel.ocn.ne.jp)

※件名を「質問書の送付（御社名）」とすること

### (2) 質問に対する回答

①回答期日 令和8年5月8日（金）予定

②回答方法 質問提出者が特定されない形式で、ホームページに掲載する。

## 7 参加表明書の提出

(1) 提出書類 参加表明書（様式2）

(2) 提出期限 令和8年5月11日（月） 17：00 必着

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等、送達過程の記録があるものに限る。）

(4) 提出場所 〒838-0814 福岡県朝倉郡筑前町高田 2561-1

筑前町立大刀洗平和記念館 楠田 宛

## 8 技術提案書等の提出

### (1) 提出書類

	事 項	内 容	様式
①	提案書表紙		様式 4
②	提案者概要	名称、代表者氏名、会社設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等	任意
③	技術者の資格・実績確認書	現場代理人、監理技術者それぞれに作成し提出すること。	様式 3
④	技術提案書	技術提案書は、考え方や工法（手法）等について以下に配慮し作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制及び配置技術者の資格や経験</li> <li>・工法（手法）及び管理方法</li> <li>・想定される断熱効果</li> <li>・工事における安全対策</li> <li>・工事施行後の物件保証及び耐用年数等</li> <li>・施工実績</li> </ul>	任意
⑤	価格提案書	本工事に要する費用の全て（設計費及び工事等）を含むものとし、直接工事費、諸経費及び消費税等を含めて提示すること。	任意

### (2) 作成要領

提出書類は、A4 サイズ（縦横問わない。A3 サイズは織り込み）で、10 ページ以内（提出書類①③⑤は枚数に含まない）で作成すること。

(3) 提出部数 7 部（正本 1 部、副本 6 部（複写可））

(4) 提出期限 令和 8 年 5 月 15 日（金） 17：00 必着

(5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等、送達過程の記録があるものに限る。）

(6) 提出場所 筑前町立大刀洗平和記念館

〒838-0814 福岡県朝倉郡筑前町高田 2561-1

## 9 選考方法等

### (1) 選考方法

- ① 公募型プロポーザル方式を採用する。
- ② 選考委員会を設置し、技術提案内容等を審査基準に沿って評価する。
- ③ 総合得点が最も高い提案者を優先交渉権者とし、契約条件および施工工事の内容を協議し、当該内容に基づく見積書を提出した上で、予定価格の範囲内で工事請負契約書を締結する。
- ④ 優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、第2順位、第3順位の応募者を順次繰り上げ、契約締結協議を行う。
- ⑤ 選考の理由、選考の結果に対する問い合わせ、異議には応じない。

### (2) プレゼンテーションの実施

- ① 実施日 令和8年5月20日(水) (時間は別途通知する)
- ② 実施場所 筑前町立大刀洗平和記念館 多目的室
- ③ 出席者 本工事に携わる責任者を含め3名以内とする。
- ④ 実施時間 40分(提案時間20分以内、質疑応答20分以内)
- ⑤ 実施方法 技術提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。  
(当日の追加資料の配布不可)

※プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは記念館で準備する。そのほか投影操作用のパソコン等必要な機器は提案者で用意すること。

### (3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
実施方針と体制 配置技術者の資格や経験	工事内容や課題を十分理解し、専門的な知見から諸課題に対応できる十分な体制か。実績や経験のある代理人等の配置がなされているか。	15
断熱対策効果	断熱対策効果が見込まれる提案となっているか。	30
工事施工にあたり品質確保のための仮設や工夫、管理方法の工夫	工期、コストを守るための施工上の工夫がなされているか。 工事における安全管理に関する方針が示されており、具体的な工夫が提案されているか。 館内工事の場合、記念館展示物の安全対策の工夫がなされているか。	20
工事施工後の物件保証や耐用年数	構造躯体や設備等、各機能の保証内容や耐用年数について	20
価格提案書の価格	価格評価点 = 15点 × (最低見積価格 ÷ 見積価格) ※小数点以下切り捨て	15

### (4) 審査結果通知

審査結果を提案者全員に電子メールで通知する。

優先交渉権者の名称については、筑前町のホームページで公表する。

## 10 技術提案書等の取り扱い

- ① 提出された技術提案書等は、返却しない。
- ② 提出された技術提案書等は、本業務の受託者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- ③ 提出された技術提案書等は、本業務の受託者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

## 11 その他

- ① 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 参加表明書及び技術提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- ③ 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- ④ 提出期限以降の技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 工事請負費の契約や支払いは「筑前町契約事務規則」及び「筑前町会計事務規則」に基づき行う。
- ⑥ 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。

## 12 問い合わせ及び書類の提出先

筑前町立大刀洗平和記念館（担当：楠田）

〒838-0814 福岡県朝倉郡筑前町高田 2561-1

電話番号 0946-23-1227

FAX 0946-23-9009

電子メール tachiarai-heiwa@jewel.ocn.ne.jp